

レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

～令和4年8月1日からレンタカーの増車等の届出が不要になります～

不要になる手続き

- ・増車（マイクロバスを除く）
- ・代替（マイクロバスを除く）

※減車のみは以前から届出不要の取扱いです。

引き続き届出が必要な手続き

- ・氏名、名称及び住所の変更
- ・貸渡事務所の変更
- ・マイクロバスの増車及び代替

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります。 ※ただし、マイクロバスを除く

代わりに、レンタカー事業者証明書（写）の添付が必要となりますので、あらかじめ管轄運輸支局の輸送担当でレンタカー事業者証明書の交付手続きを行ってください。

（手続きから交付までには数週間程度かかる場合もあります）

※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です

レンタカー事業者証明書とは

- ・レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- ・交付申請は、貸渡事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
- ・証明書の有効期限は、5年です（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です）。
- ・証明書の有効範囲は、中国運輸局管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- ・レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

様式第1-1号

中国	
レンタカー事業者証明書	
下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づき自家用自動車に貸渡し(レンタカー)の許可を受けていることを証明する。	
貸渡入の氏名又は名称 中国 太郎 貸渡入の住所 082-000-000 有効期限 令和9年7月31日	
【注意事項】 1) 本証明書は、中国運輸局管内でレンタカー貸渡しの許可証です。 2) レンタカーの登録料金は原則日本税制の税金を支払う場合に適用する場合に付けること。 3) 本証明書は、車両の登録料金を支払う場合に適用する場合に付けること。 4) 本証明書は、レンタカーの登録料金を支払う場合に適用する場合に付けること。 5) 本証明書は、レンタカーの登録料金を支払う場合に適用する場合に付けること。 6) 本証明書は、レンタカーモードで登録されている場合、(運送事業者と上記登録料金の合計額が同一の場合は、運送事業者にて登録料金を支払う場合に付けること)。 7) マイクロバス(車両登録料金1,100円以上又は2,200円以下の車両)の登録料金は、輸送担当が交付する事業用自動車等連絡書等にて登録料金を支払う場合に付けること。 8) 本証明書は、中国運輸局管内で登録料金(1,200円以上又は2,400円以下)を輸送(午前4時半~午後4時半)する場合に付けること。 9) 本証明書は、車両の登録料金を支払う場合に適用する場合に付けること。 10) 貸渡入の氏名又は名称及び住所の変更があった場合は、あらかじめ新規登録料金に付けること。 11) レンタカー事業者として登録料金を支払う場合に適用する場合に付けること。 12) 本証明書は、車両の登録料金を支払う場合に適用する場合に付けること。 13) マイクロバス(車両登録料金1,100円以上又は2,200円以下の車両)の登録料金は、輸送担当が交付する事業用自動車等連絡書等にて登録料金を支払う場合に付けること。 【証明書発行】広島運輸支局 輸送担当 TEL: -	
※バス・霧氷車の登録には使用不可	

【注意】

事業者証明書（写）はレンタカーとして登録する自動車の申請のみに添付してください。

レンタカー以外の申請には添付しないようにご注意ください！！！

※具体的な申請手続きは管轄の運輸支局輸送担当までお問い合わせください。